

植苗・美沢地区コミュニティバス運行業務委託仕様書

苫小牧市（以下「委託者」という。）が運行事業者（以下「受託者」という。）に委託して行う植苗・美沢地区コミュニティバス運行業務委託についての仕様は以下のとおりとする

1 業務の目的

千歳飛行場関連再編特別事業に基づき、航路直下である植苗・美沢地区住民を対象に、市内路線バスが運行していない日中の時間帯における市内医療機関などへの移動手段を確保し、地域交通の利便性向上を図る。

2 業務名

植苗・美沢地区コミュニティバス運行業務

3 事業主体

苫小牧市

4 運行主体

運行開始までに道路運送法第4条における一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している事業者、又は取得する見込みの事業者

なお、取得する見込みの事業者は、本事業に専従する常勤役員1名が法令試験を受験し、合格することが必要。

5 運行区域

- ① 植苗・美沢地区から苫小牧市内（苫小牧駅南口方面行き）
- ② 苫小牧市内から植苗・美沢地区（植苗・美沢地区方面行き）

6 業務委託期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで（1年間）

7 業務内容

（1）運行方式

- ① 利用者からの予約を受け、利用者の自宅と市内の乗降場所の間を乗り合い方式により運行する。この場合、予約状況に応じて最適な運行経路で運行を行い、予約が無い乗降場所には経由しない。
- ② 予約が無い便は運行しない。
- ③ 予約があれば、年中無休で運行することとする。

(2) 乗降場所

① 植苗・美沢地区利用者宅

② 市内に次の乗降場所を設ける（９か所）

苫小牧駅南口、王子総合病院、苫小牧市役所、同樹会苫小牧病院、苫小牧市立病院、
コープさっぽろステイ店、苫小牧東病院、イオンモール苫小牧、沼ノ端スケートセンター

③ 乗降場所以外の場所で乗降する場合、受託者は経路上支障がない限り、利用者の意向に応じて対応することができる。【ただし、植苗・美沢地区に限る。】

④ 植苗・美沢地区内での移動には利用できないこととする。

⑤ 市内乗降場所間での移動には利用できないこととする。

（例：苫小牧駅南口から沼ノ端スケートセンターまでの利用は不可）

(3) 運行便数、運行時刻、運行経路

① 運行便数及び運行時刻は次のとおりとする。

行 先	便 数	出発時刻
行き（植苗・美沢地区⇒苫小牧市内）	１日３便	９時、１１時、１３時
帰り（苫小牧市内⇒植苗・美沢地区）	１日３便	１０時、１２時、１５時

苫小牧市内方面			バス停	植苗・美沢地区方面		
行き①	行き②	行き③		帰り①	帰り②	帰り③
9:00	11:00	13:00	↓ 植苗・美沢地区	10:45	12:45	15:45
9:13	11:13	13:13	↓ 沼ノ端スケートセンター	10:32	12:32	15:32
9:18	11:18	13:18	↓ イオンモール苫小牧	10:27	12:27	15:27
9:21	11:21	13:21	↓ 苫小牧東病院	10:24	12:24	15:24
9:27	11:27	13:27	↓ コープさっぽろステイ店	10:18	12:18	15:18
9:32	11:32	13:32	↓ 苫小牧市立病院	10:13	12:13	15:13
9:37	11:37	13:37	↓ 同樹会苫小牧病院	10:08	12:08	15:08
9:40	11:40	13:40	↓ 苫小牧市役所	10:05	12:05	15:05
9:42	11:42	13:42	↓ 王子総合病院	10:03	12:03	15:03
9:45	11:45	13:45	↓ 苫小牧駅南口	10:00	12:00	15:00

② 植苗・美沢地区内においては、運行経路は定めない。

③ 受託者は、予約状況に応じて運行経路及び途中時刻を変更することができる。

(4) 利用対象者

植苗・美沢地区居住者で利用登録をしている者

(5) 運行車両について

① 受託者が所有する乗客９人乗りのワンボックス（ジャンボタクシー）車両とする。

② 有償運送を実施することから営業車（緑ナンバー）であること。

③ 予備車両を確保すること。

- ④ 定員を超える予約があった場合や車両故障、点検等で運行車両での対応が困難な場合は予備車両にて対応すること。
- ⑤ 運行車両並びに（３）①の運行時刻及びバス停は、植苗・美沢地区コミュニティバス運行協議会（事務局：植苗ファミリーセンター）及び苫小牧市公共交通協議会の承認を経て、確定とする。

（６）利用方法

① 予約・確認業務

- ・利用にあたって、利用希望者は、予約を行う前に氏名・住所・電話番号・年齢・障がいの有無等を記載した利用登録申込用紙を植苗・美沢地区コミュニティバス運行協議会（植苗ファミリーセンター内）に提出し利用登録を行う。
- ・受託者は、植苗・美沢地区コミュニティバス運行協議会と連絡を取り、利用登録者を確認する。
- ・利用者は、各運行便の運行日の１週間前から前日までの、午前９時半から午後５時までに植苗・美沢地区コミュニティバス運行協議会に連絡し、「乗車希望便、乗車場所、降車場所」を伝えて予約を行う。
- ・受託者は、植苗・美沢地区コミュニティバス運行協議会と連絡を取り、予約状況を確認する。
- ・受託者は、各運行便の予約受付終了後、予約に基づいた具体的な運行経路、各利用者の乗車場所への到着予定時刻を決定し、速やかに、各利用者が乗車する停車場所と当該停車場所への車両の到着予定時刻を各利用者に連絡する。
- ・運行当日に予約の変更等が生じた場合、運行上支障がない限り、受託者はこれに対応することができる。

② 運賃

- ・運賃は下表のとおりとし、受託者が現金で受領する。

利 用 者	運 賃
大 人（中学生以上）	５００円
子ども（１歳から小学生まで）	２５０円
高齢者優待乗車証を持つ者	１００円
身体障害者手帳・療育手帳を持つ者（大 人）	２５０円
身体障害者手帳・療育手帳を持つ者（子ども）	１３０円
市内路線バス無料乗車証交付制度による次の者 ・単独乗車証を交付されている障がい者 ・介護人付乗車証を交付されている障がい者と付き添いの者１名 大人１人に同伴された６歳未満の子ども１名	無 料

（７）運行記録の報告

① 利用状況の記録

受託者は、利用状況（利用者数、運賃、乗降場所）を記録し、保管するものとする。

② 利用状況の報告

受託者は、利用状況を毎月末で集計し、業務遂行状況（運行回数等）を記載した書類とともに翌月５日までに委託者へ報告するものとする。

（８）事故・運休時の対応及び報告

① 事故等の対応

事故が発生した場合、受託者は負傷者の救護を最優先し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じるとともに、早急に委託者に報告しなければならない。

受託者は、事故等により運行に支障が生じた場合に、代替輸送手段の確保、利用者への連絡・情報提供、関係者への報告等に遺漏の無いよう、緊急時の対処方策をあらかじめ定めておくものとする。

受託者は、万一の事故に備えて十分な補償が可能な損害保険又は共済に加入することとする。

② 運休時の対応

緊急又は自然災害時の運行については、その都度委託者と受託者が協議して決定することとする。

自然災害、その他受託者の責によらない事由により運行経路の全部又は一部が運行不能の場合、受託者は委託者と協議のうえ、運行経路の変更又は運行を休止することができる。

緊急又は運行中に不測の事態に遭遇した場合は、受託者の判断において対応し、事態収拾後速やかに委託者に報告しなければならない。

（９）苦情処理

利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに、苦情の処理について苦情等処理報告書を提出すること。

８ 業務留意事項

（１）受託者は、業務上知り得た情報を本業務以外の目的に利用、漏らしてはならない。本業務の終了等により、その者が本業務に携わらなくなった後も同様とする。

（２）受託者は業務を円滑に進めるため、本仕様に定めのない事項についても、協議のうえ必要な支援を行うこと。

（３）利用促進について

① 受託者は本業務の目的達成のため、積極的に利用促進に取り組むこと。

② 利用者が「次回も利用したい」と思うよう、接客サービスの向上に取り組むこと。

9 運行委託料

- (1) 運行委託料は、月払いとし、契約単価に消費税を乗じたものに運行回数に乗じて得た額から、利用者から受領した運賃の合計金額を差し引いた額とする。
- (2) 運行委託料は、予約により運行した便に対して支払うものであり、予約が無く、運行しなかった便に対しては支払わない。
- (3) 受託者は、利用状況の報告とともに、運行委託料を毎月委託者へ請求するものとする。
- (4) 1便での利用人数が定員を超える場合は、予備車により対応し、増便1台につき運行回数1回分を加算する。
- (5) 予約に応じて配車し、運行当日、利用者を迎えに行ったものの、利用者の都合により乗車しなかった場合においても、その便の運行があったものとみなす。

10 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、植苗・美沢地区コミュニティバス運行業務に関して必要な事項は、委託者と受託者の双方による協議により定めるものとする。